

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、堅実経営体質の実現に向けて中期経営計画を策定しており、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を進めてまいります。

また利益配分に関する基本方針として当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要政策として位置づけており、今後とも効率的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図り、長期的な経営基盤の安定に努めるとともに、業績を勘案しながら利益還元を目指していく方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

現在、当社の株主における機関投資家および投資家の比率は少ないため、今後増加してくる場合に、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則1-2-5】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されているものが有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めていません。但し、実質株主より株主総会への出席の申し出があった場合、実質株主であると確認できることを前提に、当該実質株主の総会出席の目的等も勘案の上対応することとしています。

今後、信託銀行等名義で株式を保有する機関投資家が増加してきた場合に、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しながら実質株主の株主総会への出席等の対応について検討してまいります。

【原則1-5】

当社では、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることを最重要課題と認識しており、現段階では買収防衛策の導入の予定はありません。

【補充原則3-1-2】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は少ないため、今後増加してくる場合に、英語での情報の開示・提供を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、相手企業との関係・提携強化、事業の円滑な推進を図る目的で、政策保有株式を保有しております。政策保有株式の議決権行使については、当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査した上で、議案への賛否を判断してまいります。

【原則1-7】

関連当事者取引については、内容の適否を事前に社外取締役(監査等委員)に照会するとともに、取締役会における議決に際しては、関連当事者は退席し議決に参加させないで審議を行いません。また関連当事者取引を行なった取締役はその実施状況を取締役に報告いたします。

【原則3-1】

(1)当社は、法令に基く開示を行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、経営理念や経営戦略を当社ホームページで開示しております。また、中期経営計画については、主要政策や数値目標を決算短信および当社ホームページで開示しており、目標に向けた定性的、定量的な根拠を日常のIR活動を通じて説明するよう努めてまいります。

(2)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためのより良いコーポレートガバナンスを追求するため、当社が具体的に取り組むべきことを明確にし、株主の皆様への説明責任を果たすためコーポレートガバナンスの基本方針を開示してまいります。

(3)取締役(監査等委員を除く)の報酬の額は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、現金による支給とストックオプションによる支給の2種類の報酬体系としております。

現金による支給額は、定額の基本報酬に加えて、中期経営計画達成への動機付けを意識し、前年度の親会社株主に帰属する当期純利益に連動して変動する業績連動報酬の仕組みを取り入れております。業績連動報酬は定額の現金報酬とストックオプションによる支給額の合計の30%以内

とし、詳細額については取締役会で決定することといたしております。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で定額の基本報酬のみとし、詳細額については取締役会および監査等委員である取締役の合議によって決定することといたしております。

(4)経営陣幹部の選任に当たっては、候補者の当社業績及び企業価値の向上に対する貢献度、担当部門に関する経験と成果等を考慮し取締役会で決定いたします。その際、新任や退任の対象者がある場合は該当者の氏名や当社の選任についての方針を取締役会終了後に適時開示しております。

(5)取締役候補者及び社外取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会の意思決定の範囲として、法令ならびに定款にて定める事項のほか、重要な意思決定の項目として「取締役会規程」を設けて運用しています。

取締役会は、迅速・果敢な意思決定を行うため、法令、定款、「取締役会規程」に記載する事項以外の業務執行の委任事項を「経営会議規程」に定めており、被委任事項を取締役に委任しています。

【原則4-8】

平成29年6月28日開催の第65回定時株主総会において、独立社外取締役としての2名が選任され、いずれも独立社外取締役としての条件を充たしております。

なお、当社は現状では業績・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、3分の1以上の独立社外取締役を選任する必要はないと考えております。

【原則4-9】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の独立性の判断を行っております。

【補充原則4-11-1】

現在、当社取締役会の構成人員は7名(うち監査等委員である取締役は3名)で、経営全般、経理・財務・人事総務関係、営業・商品関係、生産技術関係、海外業務それぞれに知識・経験・能力に優れたメンバーでバランス良く構成されております。また、監査等委員である取締役3名も、そのうち2名が社外から独立性のある弁護士、公認会計士であり多様性が保たれております。当社の業容等から勘案し、現在の取締役会構成人員の規模が適正と考えております。

【補充原則4-11-2】

社外取締役の他社での兼任状況については、定時株主総会招集通知や有価証券報告書等を通じ、毎年開示しています。

【補充原則4-11-3】

< 当社の実効性の評価の考え方 >

当社では、下記の要領で取締役会全体の実効性を分析・評価し、その結果の概要を開示しています。

- 1) 取締役会は、毎年、取締役の自己評価などを参考にしつつ取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。
- 2) 取締役会評価にあたっては、代表取締役会長を実施責任者、経営企画部長を実施担当者とし、評価を行う。
- 3) 監査等委員会は、毎年、取締役会の監督機能ならびに業務執行機能について、ビジネス、ガバナンス、リスク管理に関する事項等を含む取締役会全体の実効性について、監査等委員会としての分析・評価を行い意見を述べる。

< 取締役会の実効性の評価の概要 >

平成30年5月17日開催の取締役会において、平成30年3月期における当社取締役会の実効性について分析・評価を行い、以下のとおり承認しました。

1. 当社取締役会は、主に以下の点について、取締役会の実効性が十分に確保できていると評価しました。
 - 1) 各業務執行役員等に対する実効的な監督の視点から十分な範囲・内容の事項が取締役会における報告事項とされている。
 - 2) 取締役会資料および取締役会における説明は、わかりやすく整理された内容および適切な分量のものとなっている。
 - 3) 取締役会における各審議項目についての審議時間は十分に確保されている。
 - 4) 社外取締役の意見を積極的に聞き入れるとともに、活発な議論を重視する雰囲気形成されている。
2. 以下の点について、取締役会で引き続き議論を重ね、更なる改善に取り組んでいくことといたしました。
 - 1) 取締役の員数、経営および求められる知識・経験・能力のバランスの確保。
 - 2) 中長期的な企業価値の向上に寄与できる資質を備えた独立社外取締役の人数確保。
 - 3) 取締役会に付議される事項の範囲、および開催頻度の適切な設定。
 - 4) 取締役会資料の事前配布の徹底。

当社取締役会は、上記決議を踏まえ、適切であると評価された内容については今後も維持、発展につとめるとともに、課題等の改善をはかり、引き続き、最良のコーポレートガバナンスの実現をめざします。

【補充原則4-14-2】

取締役・経営幹部に対するトレーニングとして、適時社外役員や社外講師による幹部研修を実施しております。

今後も、引き続き実施してまいります。

【原則5-1】

株主との対話については、経営企画部・人事総務部・経理部が窓口となり、事前協議し連携して対応することになっております。また、社長自ら出席する投資家向け説明会を定期的で開催しております。株主からの意見や要望については、当社経営に資すると判断されるものは全て取締役会にて適切かつ効果的にフィードバックして情報を共有し、取締役会は実現に向け前向きに対応します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮本 恵史	1,764,214	12.20
日清紡ホールディングス株式会社	763,490	5.28
山喜共伸会	561,457	3.88
丸紅株式会社	385,660	2.67
山喜従業員持株会	209,668	1.45
株式会社オフィスサポート	203,900	1.41
シキボウ株式会社	201,600	1.39
カンダコーポレーション株式会社	149,800	1.04
株式会社三井住友銀行	109,065	0.75
三井住友信託銀行株式会社	100,000	0.69

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

当社は自己株式を493,583株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。持株比率は発行済株式総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3月

業種 繊維製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
溝端 浩人	公認会計士													
今枝 史絵	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
溝端 浩人				溝端浩人氏は、東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合の判断要素に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外取締役であるため、当社独立役員に指定しております。
今枝 史絵				今枝史絵氏は、東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合の判断要素に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外取締役であるため、当社独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、業務監査室所属の職員に監査等委員会監査に関して必要な事項を指示することができ、業務監査室は、監査等委員会、会計監査人の監査にかかるサポートを行います。なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議のうえ対応することとなっております。

当該職員の人事異動については、監査等委員会の意見を聞くことになっております。

監査等委員会より指示を受けた職員は、その指示に関して取締役(監査等委員である取締役を除く)および所属長の指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、業務監査室を設置しており、随時必要な内部監査を実施しております。監査等委員会、業務監査室及び会計監査人は、定期的な監査報告会を含め、必要に応じ随時情報交換を行うことで、相互の連携を高めております。会計監査人である有限責任あずさ監査法人からは、通常の会計監査の他に適宜アドバイスを受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

社外取締役の選任に当たり、独立性に関する基準又は方針はありませんが、選任にあたって、証券取引所の定めるコーポレートガバナンス報告書記載要領における独立役員の要件等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

60,000株を1年間の上限としております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

付与対象者は、社内取締役(監査等委員を除く)とし、その理由は、当社の株価や業績との連動性を高め、株価の上昇・下落によるメリット・リスクを株主と共有することにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることにあります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役(監査等委員を除く。)および監査等委員である取締役に支払った報酬は、
・取締役(監査等委員である取締役を除く)5名に対して75百万円
・取締役(監査等委員)4名に対して14百万円
であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員を除く)の報酬の額は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、現金による支給とストックオプションによる支給の2種類の報酬体系としております。
現金による支給額は、定額の基本報酬に加えて、中期経営計画達成への動機付けを意識し、前年度の親会社株主に帰属する当期純利益に連動して変動する業績連動報酬の仕組みを取り入れております。業績連動報酬は定額の現金報酬とストックオプションによる支給額の合計の30%以内とし、詳細額については取締役会で決定することといたしております。
監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で定額の基本報酬のみとし、詳細額については取締役会および監査等委員である取締役の合議によって決定することといたしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へは、適宜関係部署から情報提供を行うとともに、業務監査に際しては、社外取締役の求めにより業務監査室がサポートにあたります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行の状況

当社は定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っています。
また月1回担当別の役員ヒヤリングを行い、経営課題等についてより深い議論、検討をしています。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しています。
営業状況について、毎週木曜日に開催するマネージャー会議で報告され、計画数値からの乖離を継続的に管理しています。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については業務監査室を設置しており、1名の専任のスタッフを配置しております。社内決裁の適正な運用、規定・法規の遵守、売掛金の回収について監視、指導を行うとともに、業務プロセスが規程どおり施行されているかどうか、随時点検を行っています。
監査等委員、業務監査室及び会計監査人は、定期的な監査報告会を含め、必要に応じ随時情報交換を行うことで、相互の連携を高めております。

(3) 会計監査の状況

会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任しており、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、梅田佳成氏と福島康生氏であり、補助者の構成は公認会計士7名及びその他10名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

急速に変化する顧客嗜好、経営環境に迅速に対応し意思決定を行うため、当社では業務を執行する少数の取締役を中心とするガバナンス体制を採用しております。外部的な観点からのチェックについては、社外取締役に対する積極的な情報提供を行い、経営への積極的な関与を図っております。また、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営が実現出来る体制になっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	ホームページにて早期にご案内いたしております。
集中日を回避した株主総会の設定	第66回定時株主総会を平成30年6月27日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算内容や事業戦略に関するQ&Aを掲載しています。 (http://www.e-yamaki.co.jp/irqa.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、以下の経営理念を経営の拠り所としております。 我々は、服飾美の創造によって、より豊かな生活文化の向上に貢献します。 我々は、顧客をはじめとした、当社に関わる全ての人々の繁栄と幸福に寄与します。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)及び会社法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年法務省第6号)が施行されたことに基づき、内部統制システム構築に関する基本方針について、次のとおり決議しております。

1. 業務運営の基本方針

当社では、以下の経営理念を経営の拠り所とする。

【経営理念】

1. 我社は、服飾美の創造によって、より豊かな生活文化の向上に貢献します。
2. 我社は、顧客をはじめとした、当社に関わる全ての人々の繁栄と幸福に寄与します。

また、当社では、上記の経営理念を具体的な行動に落とし込んだ以下の「行動理念」を日ごろの業務運営の指針とする。

【行動理念】

CREATIVE(創造)

常に豊かな感性をもち、大胆な発想の転換を試み、次の世代を作る創造的プロセスに挑みます

SERVICE(最善のサービス)

新しい商品の開発を通じて、消費者とのより良いコミュニケーションを図り、新たな生活提案をもって最善のサービスを提供します。

INFORMATION(情報)

常に時代の変化に対応し、すべての情報を有機的に結合させるトータルマーケティングのシステムを作ります。

HUMANITY(人間尊重)

人間性の尊重とは、個性と独自性を育て、人間としてのよこびと働き甲斐を創造し、生活の向上に努めるものでなければならない。

ABILITY(能力開発)

「人間としての平等」「能力の公平な評価」のもとに、個人の能力が効果的に発揮できる

環境を作り、能力の開発に努めます。

MANAGEMENT(経営)

合理的、且つ効果的な経営管理により、企業の収益構造を確立し、最良の企業への道に

向って歩み続けます。

2. 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、および同法施行規則第100条第1項第4号)

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。社内電子掲示板により定款等社内規程類を社員はだれでも容易に閲覧できる体制を構築しており、職務権限、決裁規程等の周知を図っている。また、役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導する。当社は、コンプライアンスに関する相談・通報制度を設け、役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしているに気がついたときは、人事総務部長、監査等委員会または社外弁護士等に通報(匿名可)しなければならないことを定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当社は、当社グループの環境・安全リスクを専管する組織として、経営企画部長をリスク管理担当とする「リスク管理委員会」を設置する。また、有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し危機管理にあたることとする。なお、平時においては個別発生案件ごとに社長を長とする「対策委員会」を組織し、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減に取り組むとともに、有事においては「有事対応マニュアル」に従い、会社全体で対応することとする。また、不良品やクレームの原因と対策を協議する「品質管理委員会」を定期的開催し、迅速な生産へのフィードバックを実施している。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。これとは別に月1回子会社担当役員を含む部門別の担当役員ヒアリングを行い、経営課題等についてより深い議論、検討を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。営業状況について、毎週木曜日に開催するマネージャー会議で報告され、計画数値からの乖離等を継続的に管理する。

5. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社及び当社子会社は、法令・社内規程に基づき、取締役会他重要な会議の議事録や、取締役の職務の執行を記録する文書の保存・管理を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応している。

6. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社は、当社及び連結業績に大きな影響を与える子会社の資金調達・管理、および経理業務を本社が一括して受託し、子会社経営の管理を行っている。当社は、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規定に親会社への承認・報告が必要な事項を定め、経営の管理指導を行う。また、その業務執行状況について、定期的に経営会議または取締役会において担当役員が報告を行う。また、法令遵守体制やリスク管理体制については、当社とともに横断的に運用し、業務の適正を確保している。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人と、その使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号及び第2号)

監査等委員会は、業務監査室所属の職員に監査等委員会監査に関して必要な事項を指示することができ、業務監査室は監査等委員会、会計監査人の監査にかかるサポートを行う。なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議のうえ対応す

る。
当該職員の人事異動・人事考課については、監査等委員会の意見を聞く。
監査等委員会より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び所属長の指揮命令を受けないものとする。

8. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及びこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に報告するため体制及びその他監査等委員会への報告に関する体制
（会社法施行規則第100条第3項第3号及び第4号）

取締役は、取締役会において、随時その担当する職務の執行の報告を行うものとする。当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合または業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ確に対応するものとする。また当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社及び当社子会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。業務監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社及び当社子会社における内部監査の結果その他監査等委員会に対して報告を行うものとする。

9. 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第5号）

当社の取締役及び従業員等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規程において禁止する。

10. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

（会社法施行規則第100条第3項第6号）

当社は、監査等委員がその業務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

監査等委員会が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 当社および当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内電子掲示板の定款等社内規程類について、規程の改訂等に併し、随時更新を行いました。

新入社員および他の社員に対して、コンプライアンスの研修を実施しました。

2. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する体制

品質会議を、当事業年度において11回開催し、各工場の品質状況や技術情報を共有し、品質改善、品質不良の防止を図りました。さらに、工場長会議を3回行い、情報共有を行いました。

3. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度は定例の取締役会を16回開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

経営会議は定例を含め16回開催され、取締役会で決定された経営方針に基づき、経営に関する重要事項の具体的な執行方針を決定しました。その決定事項および業務の執行状況は、毎月開催される取締役会で報告されております。

また、子会社担当役員を含む部門別の担当役員・部長ヒアリングを月次開催し、経営成績のレビューと経営課題について議論、検討を行いました。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書等をはじめとする取締役の職務執行上の各種情報について、法令・社内規定に基づき、適切に記録・保存を行いました。

5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社の取締役等の職務の執行状況について、経営会議および取締役会において担当役員が報告を行いました。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人と、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査等委員会の業務を補助する使用人として、業務監査室に配置している職員は、監査等委員会に出席し、監査等委員からの指示に基づき、内部監査報告や議事録の作成を行いました。

7. 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保に関する事項

当事業年度は監査等委員会を7回開催し、社外取締役を含む監査等委員は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行いました。また、監査等委員は取締役会に出席するとともに、経営会議やグループ会社の重要な会議に常勤監査等委員が出席し、代表取締役、会計監査人並びに業務監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しました。

整備状況

・取締役会、監査等委員会、経営会議等、社の意思決定、内部統制に係る定例的な会議体運営に関する規程、基準を整備しております。

・内部監査を執行し、監査等委員会を補佐する職員を業務監査室に配置しております。

・コンプライアンスに関する相談・通報制度として、業務監査室および社外監査役を窓口とする「山喜ホットライン」を制定するとともに、通報者保護規程を定め、通報者の権利の保護を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、「反社会勢力、団体に対して毅然とした態度で対応する」ことを基本方針にしています。

2. 整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けては「反社会的勢力排除対応マニュアル」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、取締役、従業員がマニ

アルで定めた内容等を遵守するよう、周知徹底に努めています。

- (2) 不当な要求があった場合は、社内対応部署(人事総務部)に速やかに報告される体制をとっております。また警察をはじめとする外部専門機関とも連携の上、適切に対応していきます。
- (3) 平素から反社会勢力に関する情報の収集を行い、関係部門に連絡しております。また、特殊暴力防止対策連合会、企業防衛対策協議会等の外部専門組織に加盟し、講習会への参加を通じて連携を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

山喜株式会社 コーポレート・ガバナンス体制についての概要図

